

平成 24 年 6 月 8 日（金曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成24年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	(欠 番)	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長	亀 井 純 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿 部 祐 一 君
震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	佐 藤 進 君

財 政 班 長	安 土 哲 君
税 務 班 長	赤 間 隆 之 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 6 月 8 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 8 日から 6 月 1 3 日まで 6 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 松島地域集会施設の設置に関する陳情について

〃 第 5 陳情第 2 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の
継続を求める陳情について

〃 第 6 報告第 2 号 平成 2 3 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 3 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書につ
いて

〃 第 8 報告第 4 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書につ
いて

〃 第 9 報告第 5 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に
ついて

〃 第 1 0 報告第 6 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 1 1 報告第 7 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 1 2 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町町税条例の一部改
正)

〃 第 1 3 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町都市計画税条例の
一部改正)

- Ⅱ 第 1 4 議案第 4 0 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）
- Ⅱ 第 1 5 議案第 4 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算（第 1 5 号））
- Ⅱ 第 1 6 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 8 号））
- Ⅱ 第 1 7 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度松島町水道事業会計補正予算（第 7 号））
- Ⅱ 第 1 8 議案第 4 4 号 東北地方太平洋沖地震による災害被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について（朗読説明）
- Ⅱ 第 1 9 議案第 4 5 号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 0 議案第 4 6 号 松島町町税条例の一部改正について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 1 議案第 4 7 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 2 議案第 4 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 3 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 4 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 5 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 6 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 7 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（朗読説明）
- Ⅱ 第 2 8 議案第 5 4 号 松島町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- Ⅱ 第 2 9 議案第 5 5 号 松島町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- Ⅱ 第 3 0 諮問第 1 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

て

Ⅱ 第 3 1 諮問第 2 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

て

Ⅱ 第 3 2 諮問第 3 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

て

Ⅱ 第 3 3 諮問第 4 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

て

Ⅱ 第 3 4 諮問第 5 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

て

Ⅱ 第 3 5 松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る4月1日付の執行部職員の人事異動による職員紹介をしたい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

総務課長からご紹介願います。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、おはようございます。

4月1日の職員の異動についてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、皆さんから向かって左側から紹介をさせていただきます。

私の隣、阿部危機管理監兼環境防災班長でございます。（「阿部でございます。よろしくお願いします」の声あり）後ろに来まして、亀井企画課長兼企画調整班長でございます。（「どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）その隣が、小松震災復興対策監でございます。

（「よろしくお願いいたします」の声あり）その隣が、舘山財務課長兼特別滞納室長でございます。

（「舘山です。よろしくお願いいたします」の声あり）それから、向かって右側にまいります。櫻井教育課長でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）その後ろが、阿部産業観光課長でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）そして、私、総務課長兼選挙管理委員会事務局長の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） では、以上で職員の紹介を終わります。

それでは、平成24年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、昨日の河北新報にも掲載されましたが、本町の震災がれき受け入れに向け、山形県酒田市と庄内、遊佐の隣接2町で構成する酒田地区広域行政組合において、16日から木片・プラスチックなどの可燃性がれき約10トンを試験焼却し、焼却灰などの放射線量を随時測定し、山形県の基準値以下であれば住民説明会を開催し、9月ごろから本格処理を開始していただく予定であります。なお、本日資料をお配りさせていただいたところであります。

次に、4月24日に東松島市と東日本大震災の経験を教訓として、隣接市町同市が協力し助け合い、災害における応急対策及び復旧・復興に係る相互応援を円滑に行うため、東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定を締結したところであります。

また、東日本大震災の道路等の災害復旧のため昨年度に引き続き、今年度においては6自治体から技術職員を派遣していただき、町道及び下水道事業の災害復旧工事の業務を行っていただいております。

また、宮城県の災害復旧事業において一般県道高城停車場線の松島橋の災害復旧に当たり、現位置での復旧ではなく、より上流側にかけかえる件につきまして、現在宮城県と協議中であることを報告いたします。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が6件、専決処分の承認が6件、条例改正等が5件、平成24年度補正予算が5件、人事案件が2件、それに諮問案件が5件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成24年3月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月2日に第1回松島町議会定例会を招集し、15日までの会

期において、松島町建設審議会条例の全部改正、平成24年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

3月2日には、議会全員協議会において、松島町水道施設整備計画（案）について協議させていただきました。

3月7日には、ラトビア共和国の国会議長が来庁し、激励をのお言葉をいただき、元気な松島をPRしたところであります。

東日本大震災から1年を迎えた3月11日には、東日本大震災松島町追悼式を行い、遺族関係者など約400名が出席し、地震発生時刻の午後2時46分に犠牲になった方々に黙祷を捧げたところであります。

3月28日には、松島町観光審議会を開催し、松島町観光振興計画骨子案について説明し、ご意見をいただいております。

3月29日には松島町都市計画審議会を開催し、松島町景観計画案について説明し、ご意見をいただいております。

また同日、埼玉県滑川町民生委員・児童委員協議会の約30名が復興買い物ツアーとして来町し、松島海岸商店街での買い物など、本町の復興にご支援をいただいたところであります。

新年度になりまして、4月1日には仙台・宮城「伊達な旅」春キャンペーン松島地区オープニングとして、被災地の復興へのシンボルとして長松園に約80本の桜の木の植樹を行ったところであります。

4月10日には、町内の各幼稚園、小学校及び中学校の入学、入園式が行われました。

4月24日には、災害廃棄物の円滑な処理を推進することを目的に、国、県、関係市町及び一部事務組合で構成する宮城県災害廃棄物対策協議会市町村長会の第1回会議が開催されたところであります。

5月1日には、絵本の読み聞かせをストーリーに盛り込んだ映画「じんじん」の撮影が、北海道剣淵町と松島町で行われることに伴い、映画「じんじん」を応援する会の設立総会を行い、13日には撮影記念として町民交流会を開催し、主演の大地康雄さん等が来町し、町民約100人と交流したところであります。

5月15日には、再生可能エネルギーを最大限活用し、情報技術を通じて効率的な電力利用を図る環境都市の整備促進を目指し、宮城県と沿岸15市町により宮城スマートシティ連絡会議が発足し、自然エネルギーの活用策などを検討し、年度内を目途に国への施策提言をまとめる予定であります。

5月28日には、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを1年後に控え、震災からの被災地からの復興ぶりや観光資源、新たな観光の取り組みなどを紹介する全国宣伝販売促進会議に参加し、元気な松島観光をPRしてきたところであります。

5月29日には、行政区長会議を役場で開催し、震災復興計画及び災害復旧・復興事業等の説明をし、また地域の状況等について意見、要望をいただいております。

6月3日には、復興松島第52回町民ふれあいスポーツ大会を開催し、約400人の方に参加をいただき、復興リレー及び各種スポーツに汗を流し楽しんでいただきました。

次に、要望等でございますが、3月19日に郡 和子復興大臣政務官に対し、東日本大震災復興交付金事業に関する要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。3月22日、4月27日、5月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

陳情・請願・意見書等の受理は3件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。3月27日に埼玉県滑川町議会会派・議員が来庁しております。ほか4件の視察がありました。内容は記載のとおりであります。

会議等についてですが、3月2日の平成24年第1回松島町議会松島町議会定例会を含め総件数50件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は、記載のとおりであります。

議会だよりの発行についてですが、5月1日にまつしま議会だより第110号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様には大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。5月23日に第2常任委員会で子育て支援の充実をテーマに、利府町及び富谷町の児童館や放課後子ども教室を視察調査しております。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番、後藤でございます。

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回以降の報告をいたします。

去る3月22日、平成24年第1回宮城東部衛生処理組合議会定例会が宮城東部衛生処理組合

議室において開催されました。

会議に付された案件は、規約変更 3 件、条例 2 件、予算 2 件の計 7 件であります。

議案第 1 号から第 3 号、議案第 1 号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 2 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、及び議案第 3 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてであります。これらは平成24年 4 月 1 日から大川原町外 1 市 2 町保健医療組合の名称がみやぎ県南中核病院企業団に変更されることに伴い、各規約を変更する必要性が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは民間給与との格差を是正するため、人事院の給与勧告に準じ、職員の給与について所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは特殊勤務手当の趣旨に基づき、業務内容及び支給額について見直しを行うため所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第 4 号）についてであります。本案につきましては本年度末における最終所要額を把握し、歳入歳出の総額からそれぞれ1,644万3,000円を減額し、歳入歳出とも 8 億7,701万6,000円とするものであります。

議案第 7 号は、平成24年度宮城東部衛生処理組合会計予算であります。平成24年度の予算編成に当たっては、分担金及び負担金を除く、歳入にあつては可能な限り財源確保に努めるとともに、歳出に当たっては退職者 1 名分を不補充とし、人件費については減額になるものの、放射性物質測定業務等及び災害廃棄物処理に要する物件費の増額等によって予算総額は 8 億3,000万円で、前年度と比較すると1,400万円、率にして1.72%の増で編成されております。

議案第 1 号から議案第 7 号まで、審議の結果、原案のとおりそれぞれ可決いたしました。

以上が、宮城東部衛生処理組合議会の報告であります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 塩釜地区環境組合の 3 月の議会の報告をさせていただきます。

去る 3 月23日、塩釜地区環境センター大会議室において、1 日を会期として開催いたしました。

議会に付されました審議内容等を報告します。

まず、審議に付された条例の改正内容についてであります……。〔片山さん、マイク〕の声あり）宮城県市町村退職組合理約の一部変更について、議案２号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部変更について、議案３号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部変更についてであります。これらの３件の構成につきましては、これまで34市町村15広域事務組合等で設置されてきております。規約の変更は、そのうちみやぎ県南中核病院企業団、大河原町外１市２町保健医療組合から名称が変更されたことによって規約の一部変更でありました。

次に、２番目で職員の育児休業に関する条例の改正について。改正の内容等については、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、一般職員の非常勤職員についても仕事と育児等の両立を図る観点から、育児休業等を取得できるようにするよう所要の改正を行ったものであります。非常勤職員で育児休業が取得できる者は、次の条件が満たされることが必要であるとされておりました。１、任命権者を同じく、職に引き続き在職し、期間が１年以上であること。２、子の１歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれる者。３、一定の勤務日数がある者でありました。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正する条例の一部改正について、平成17年人事院勧告によって給与構造の改革がありました。給与水準の大幅引き下げがありました。次に、平成18年以降のこの引き下げの措置とされてきています。具体的には、是正のためにカットされた賃金補償のための差額を給与として支給する措置がとられている。しかし、一面では当該経過措置が要する原資確保のために、全職員の昇級、１号給抑制措置もとられています。平成24年度は、給与構造期間中における昇級を回復するための36歳未満の職員を最大２号給、36歳以上42歳未満の職員は最大１号給上位に調整をする等を行うこととするものであります。この案件では、反対、賛成の討論がありましたが、反対討論は職員給与は本来引き下げるべきではないとするもので、賛成討論は人事院勧告による本件の一連の流れを実施するものでありますので、原案が賛成多数で可決されました。

次に、平成24年度塩釜地区環境組合の会計の予算についてであります。

歳入の主なものは、次のとおりであります。

分担金及び負担金であります。それから、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、合計で３億9,300万円で、前年度比より1.3減でありました。

歳出の主なものは、次のとおりであります。

議会費、それから総務費、衛生費、災害復旧費、公債費、予備費であります。それで、全体では72.9%減でありました。

歳入歳出の内容であります、松島町の負担金は次のとおりでありました。環境センター管理負担金は5,102万2,000円で、前年比30万5,000円減の99.4%でありました。し尿処理施設等事業における年度別投資的経費は、負担金は1,917万8,000円で前年比より100.7%でありました。年度別斎場管理負担金は328万円であり、前年比より約1万円減で、99.7%でありました。

今議会において、すべての原案が可決されたことをご報告いたします。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） それでは、平成24年第1回塩釜地区消防事務組合議会の報告をさせていただきます。

会期は、3月23日午後1時から1日間ということで行いました。

はしょって報告させていただきますので、よろしくお願いします。

諸般の報告については、管理者並びに私たち監査のほうの例月検査の報告をさせていただいておる。行政報告についても管理者、そして担当課長。

第1号議案から第3号議案までの規約の変更については、各事務組合の内容と同じでございますのではしります。

それから、第4号から第7号の条例の一部改正についても各事務組合等の条例改正と同じでございますので、内容ははしらせていただきます。

それから、第8号平成23年度の塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第4号）については、内容については、歳入歳出それぞれ1,100万円を増額して、歳入歳出予算総額をそれぞれ30億5,763万8000円としたものでございます。

それから、第9号の平成24年度の塩釜地区消防事務組合の一般会計予算であります、予算総額を20億3,720万円としております。前年比1.92%の減額となっております。

歳出の主なものであります、職員人件費等の経常経費並びに第10期5カ年計画に基づく施設整備事業等を計上しております。主な事業については、松島町消防署はしご車オーバーホール修繕費2,625万円、本部庁舎指令課仮眠室改修工事1,000万円、多賀城消防署舗装工事852万円、松島消防署・利府消防署雨漏り改修工事854万円、空気充てん設備更新については800万円、消防業務OAシステム改修費として943万円、メディカルコントロール関係委託費とし

て338万円ということでございます。以上が、本年度の主な事業でございます。

それから、議案第10号平成24年度介護認定審査事業特別会計予算については、予算総額が歳入歳出それぞれ1億3,222万2,000円、前年比12.6%の増加となっております。歳入の主なものは構成市町負担金として1億3,211万8,000円となっております。歳出の主なものについては、介護認定審査会予算報酬2,410万円、主治医意見書作成手数料3,933万円、介護認定パソコンシステム賃借料が922万円となっております。

議案第11号につきまして、平成24年度障害者自立支援審査事業特別会計予算であります、予算総額については歳入歳出それぞれ298万円、歳入の主なものは構成市町負担金として297万8,000円、歳出の主なものとしては障害者自立支援審査会委員報酬224万円となっております。

議案第12号につきましては、工事請負契約の締結であります。主な内容につきましては、消防救急無線施設、消防司令センター及び潮位観測装置災害復旧整備事業についてであります。平成23年度第1次補正予算の災害復旧事業補助金を活用して、更新整備するものであります。

以上が主な内容でございます。

一般質問については2名、4件についてされました。

以上、原案のとおり可決されましたので、報告とさせていただきます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 松島地域集会施設の設置に関する陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情についてを議題とします。事務局長より朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 陳情第1号

松島地域集会施設の設置に関する陳情について

陳情者 宮城郡松島町松島字小石浜23-5

松島区長 高 橋 儀 一

宮城郡松島町松島字道珍浜34-39

松島第10地区 行政員 上 野 和 泰

宮城郡松島町松島字小梨屋6-22

松島第13地区 行政員 内 海 成 美

陳情の趣旨

私共、松島第10地区及び松島第13地区の区民はコミュニケーションを大切にしてきました。今回の東日本大震災、台風15号においても一致協力して活動し、事故防止に努めてまいりました。

しかしながら、一時避難所や皆で集まる施設がないことから、協力体制をとるまでに時間を要するなど、集会の場が必要と考えています。

そこで、蛇ヶ崎右の町有財産である住宅空き家を整備、又は一部改修して当座の集会施設として使用させて頂きたいと区民の意見がまとまりましたので、区民の要望にご理解を賜り早急に、暫定的な集会施設として活用させていただきますよう陳情いたします。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 陳情第2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、陳情第2号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情についてを議題とします。事務局長より朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 陳情第2号

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己
負担免除の継続を求める陳情について

陳情者 仙台市青葉区本町2丁目1-29

宮城県保険医協会

理事長 北 村 龍 男

陳情の趣旨

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金（医療機関での窓

口負担)免除の扱いは、延長されたとはいえ、2012年9月30日が期限とされています。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しております。自己負担免除期間が区切られている状態では安心して医療にかかれません。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかると共に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などよりいっそうの健康悪化が心配です。

つきましては、国の特別な措置として生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を9月末日で区切らず継続することを求める意見書を提出することを陳情いたします。

以上です。

○議長(櫻井公一君) 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情書の処理については、会議規則第94条の規定により請願書の例によることとなっております。陳情第2号については、会議規則第91条の第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻井公一君) 異議なしと認めます。陳情第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻井公一君) 起立全員であります。よって、陳情第2号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情については採択することに決定されました。

日程第6 報告第2号 平成23年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(櫻井公一君) 日程第6、報告第2号平成23年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。局長、朗読してください。

○議会事務局長(櫻井一夫君) 報告第2号

平成23年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告

します。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第 2 号平成23年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、申請者 9 名分の家の建築工事について年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、10月下旬までにすべて完了見込みとなっております。

3 款民生費 3 項災害救助費の災害廃棄物処理事業につきましては、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理及び処理先の確保に時間を要したことから繰り越した事業であり、また住宅応急修理事業につきましても年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。ともに平成25年 3 月下旬までに完了見込みとなっております。

6 款農林水産業費 1 項農業費の農業生産復旧緊急対策事業及び農業食品産業強化対策整備事業につきましては、東日本大震災に伴い被害を受けた農業協同利用施設の災害復旧工事の年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、8 月下旬までに完了見込みとなっております。

9 款消防費 1 項消防費の消防施設整備事業につきましては、水害時の人命救助のために救命用ボートを整備する事業であります。年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、5 月に事業は完了しております。また、避難所運営用発電機購入事業につきましては、発電機の需要が高く年度内納品が困難なことから繰り越した事業であり、11月下旬までに完了見込みとなっております。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費及び 2 項公共土木施設災害復旧費並びに 3 項文教施設災害復旧費、4 項その他公共施設・公共施設災害復旧費の役場庁舎災害復旧実施設計業務につきましては東日本大震災に伴う災害復旧事業であり、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。文教施設災害復旧費につきましては 8 月下旬に完了見込みとなっております。また、小石浜川堤防かさ上げ仮復旧事業につきましては、4 月上旬に事業が完了しており、役場庁舎災害実施設計業務につきましては 7 月下旬完了見込み、その他農業用施設災害復旧事業等につきましては、平成25年 3 月下旬完了見込みとなっております。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたと思います。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口でありますが、町長、こうやって報告するといかにもだなと思うようなことがあるわけですが、特に小石浜川は、町長、12月に補正しているんですよ。それも災害防止協会に頼んだわけでしょう。3月1日発注しているんだよ。繰り越すのは当たり前なんだ。災害で、あそこでやりますよ、やりますよというから、いつやってくれるんだべなというふうなことで、地域の人たちはうんとかん心を持っていたわけ。さっぱりしないかと、いつするんだべなと、するのかしないのかというようなことだったんですよ。それも、仮復旧だから土を入れた大きな袋をただ置いていっただけでしょう。これなのに、町長もう少し現場に行ってみるとか何とかして、そして災害だから、さあ来ないようにというふうなことでやらないと、ただ繰越明許、繰越明許、はい年度内に終わりません、これで終わってしまうんですよ。もう少し町長、現場に行くなり何なりして、その対応をきっちりしてもらわないと、災害防止協会にただ頼んだわけでしょう。300万円を12月12日に予算をとって、270万円で終わったんだと思うんですよ、この何ですから。こういうふうなことがあるんだと思うので、ひとつこれについてはもう少し緊急にやってほしいかと。ああ、これは間違いないんだ、4月に終わったんだと。4月までかかることはないものですよ、これは。なぜなら、業者が混んでいても災害防止協会に頼んだのだから、土のうに土を入れるぐらいだから何とでもできるわけでしょう。町長、もう少し緊迫の度を持って対処してほしいと、こういうふうに要望しておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘のようになるべく早く事業を進めるというのが基本でございまして、私も精一杯やっておるところではございますけれども、何せ工事案件さまざま重なっておりまして、業者の方々の人の配置、人の都合、また我々内部でもさまざま設計等が入っておりまして、立て込んでいたという事情はご理解いただきたくないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、尾口議員おっしゃることで町民の方々も求めているということでございますので、なお今後進めるに当たりまして、できるだけ早急な措置ということで考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） 町長、業者が仕事を持っているのもわかるんですよ。わかるんですよ。発注したのが遅いんですよ。12月の議会で早くしなければならというんで予算をとったわけでしょう、また雨が降ったら困るからというんで。発注は3月1日なんですよ。土のうで仮置きですよ。こんなもの、3カ月もかからなければ出ないのかということなんですよ。一生懸命やっているんだ、やっているのはわかるんですよ。やっていないと言っているのではないんだから。だから、町長、そうでなければ災害防止協会にお願いしたいと先にお願いしておけばいいんですよ。3月になってからお願いして、それから契約書を持って来てください、主任技術者は何ですよ、何ですよとそんなことをしたら3月何日になったんでしょう、これ。だから出なかったんだと思うんですよ。だから、そういうふうなものは早くすべきなんではないのかと、こういうふうなことを申し上げておくわけであります。
- 議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第3号 平成23年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
について

- 議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第3号平成23年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読、局長。

- 議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第3号

平成23年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第3号平成23年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款総務費1項総務管理費の介護保険システム改修事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから繰り越した事業であります。7月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとこれをお聞きしておきたいんですが、これも12月12日に提案です。そして、24年から26年度までのシステム改修と、1,026万9,000円になっていたわけですが、今の話ですと7月までに皆終わると。こういうふうなことになるかと、改修事業そのものは一切終わるというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の介護保険のシステム改修でございますけれども、これにつきましては介護保険の法改正並びに住民基本台帳の改正に伴いまして、12月の議会に補正予算を提出させていただいたところでございますけれども、介護保険の国のほうのシステム改修の通知等が遅れまして、年度内に完成が見込めないということで今回繰り越したわけでございますけれども、7月においては全部すべてのシステムが完了いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 7月にすべてのシステム改修が終わるということであります。

他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、私わからないんですが、これはシステム改修、住民基本台帳のかかわりもあってということなんですが、介護報酬との関係などはないのか。もしあるんだすれば、この7月のシステム改修が終わるまでの間のこの仕事というのはどういうふうになっていくのか。その辺、教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回のシステムの改修の中身につきまして、項目につきまして多岐にわたるものがございます。それにつきましては、従前のシステムを引用しながら並行の作業で進めておりますけれども、介護保険の24年度の本算定が8月ということで、そういう意味の賦課の関係もありまして、7月までにはすべて完了ということで、前のシステムと同時に並行しながらということで作業を進めているところでございます。そういう関係で、7月末ということで、完了ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 介護報酬の関係もあるわけでしょう。介護報酬も当然変わっていますでしょうし、そうしますと介護のいろいろ請求が来たりとか、支払いが生じたりとかとあると思うんですが、そういう関係は何ら矛盾なく進むのかどうか。例えば、臨時に職員をそのために雇うとか、そういうことはないのかどうかということも含めて教えていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） システムの中身、今おっしゃったとおり報酬改定も対応しております。それから、今臨時のことなんですから、そういう関係につきましては随時職員でも対応しておりますので、システム自体は問題なく進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） システム自体が、問題なく7月末までに終わるのはいいんですよ。その間の仕事ですよ、具体的には。このシステム改修するわけですから、報酬を算定するにしても、いわゆる保険料を算定するにしても、問題が生じないのかということなんです。賦課は8月だということなので、そちらのほうはシステムができ上がってすぐにやればできるんだと。けれども、介護報酬のほうはもう4月から発生するわけでしょう。そうすると、報酬の計算、支払いというようなところで、このシステム改修が間に合わなければ問題は生じないんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 報酬の請求関係は翌2カ月後ということになりますので、これらについては3月までの請求というのは、当然2カ月後、5月とかになりますので、あとその後の4月、5月についてもそれらは改修と平行しながら進めておりますので、その改修の部分は支障がないということになっております。ですから、すべてが完了するのは7月になりますけれども、順次それらのシステムも構築されている状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他にございますか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 報告第4号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第4号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第4号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告

します。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第 4 号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

4 款災害復旧費 2 項福浦橋施設災害復旧費につきましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業であり、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。6 月下旬に完了見込みとなっております。

以上で、観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。ございませんか。

9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） ちょっと 1 点だけお聞きしたいんですが、この 3 月に補正したんですが、そのときに聞けばよかったんですが、これは東日本大震災の交付金か何かの事業になるんですか。ちょっとそこをひとつお聞きしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 交付金事業には該当になりません。公共土木と同じような関連の災害復旧工事ということなので、ここの中で、公共土木であれば交付金とかが入りますけれども、被災対象ということでそちらの事業で対象になるので、交付金事業には該当にならないということなんです。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） だから、災害の補助事業でも何でもいいんですが、そういうふうなものに該当するのかどうかですね。地方債 1,870 万円ですか、地方債を得ているわけですが、財調いっぱい持っているんで、22 年度末では 1 億 2,200 万円ですか、あるものですか、貯金しておくよりも地方債で借りる方が高いわけですから、何かそういうふうなかわりがあったのかどうかというふうなことを本当は 3 月議会に聞けばよかったんですが、それをお聞きするわけであります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国費とか起債事業に対象になるものは、交付金事業とはダブらないということなので、交付金事業は交付金事業のほうでやると。ですから、起債とか公共土木債

とか、あと普通の国費とかが入るものはそちらでやっていただくというのが、交付金事業の考え方であります。

ただ、あと福浦橋の基金がいっぱいあるということなんですけれども、今後何年後に塗装、あとかけかえということもありますので、とりあえず今のところは起債で対応して復旧させたいということで、このような形になりました。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 貯金しておくほうが安いわけでしょう。貯金しておくほうが安いんですよ。起債のほうは高いんですよ。同じことなのではないですか、利息をただ投げていますから。だから、そういうふうなやり方をしないで、公共土木災害復旧事業で補助金でも出るなら、金もないなら起債も起こせとこういうふうなことになるからですが、それがないとすれば、かえって利益のあるほうにしたらいいいのではないですかと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 通常の考え方であれば、確かにそのとおりだと思います。ただ、今回は災害復旧ということがありますので、交付税措置が別個に、起債償還に対して交付税措置があるということを考慮して、今回は起債を借りたところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この災害復旧工事は、交付税の措置に入るものなんですか、松島町の関係のものは。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理、いい。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 通常の公共土木債であれば、普通交付税の中に入っています。ただ、これは公共土木でないで、特交とかそういう別な形でされます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、副町長、余り格好いいことを言わないで、私はそういうふうなものに入るのか、入らないのかと聞いているわけですよ。入らないのなら、1億二千何ぼあるから、それを使って、そして地方債の償還分と同じようにここに入れたらいいのではないですかと、利息をただ投げるんでしょうと、こういうふうに言っているんですよ。だから、それがどっちなんだと言っているんだから、それに答えてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに貯金がある。その分を使って立てかえたほうがいいというのはわかります。ただ、今金利が安いということもありますし、立てかえ、将来何かあるという

こともありまして、地方債の金利が低いということもあって、町としては観瀾亭会計の中では起債を借りると、起債を起こしてやったほうがいいという判断で、このような形になりました。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） これで、あとは言いませんが、何ぼ安くたって積んでいるのより借りるほうが高いわけですから、だからそういうふうなものを、あとは起債の償還と同じようにこの財調に積み立てしたらいいのではないですか、と私は言っているんですよ。いいですか。だから、通常の公共土木債であれば交付税、それは私わかっているんですよ。だから、これは入るんですかと聞いたんだ。交付金事業なり公共土木債に入るんですかと、こう聞いたわけですよ。だから、入らないなら入らないでいいんです。ただ、そういうふうなことも考えるべきだったのではないかと。ただ文句言われるのでなく、ひとつ考える材料としてそういうふうなものがある。でなければ、これも取り入れなければならないんでないかなというふうな、今後ですよ、そういうふうなものも考えていかなければ、いつまでたっても同じなんです。議会は質問して終わり、あんたたちは自分たちを弁護して終わりと。弁護でないの、これは。そういうふうな考え方もあるのであれば、そういうふうな考え方も今後取り入れていかなければならないのでないかと、こういうふうなことなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 3 月補正の議論をされていますけれども。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、一般家庭でも貯金が5,000万円あると。では、ここを補修しますよというときに、その貯金を取り崩すか、リフォームの金利の安いものを借りるか、これも同じような形だとは思っていますよ。ですから、町としても、ではその貯金を取り崩して橋を災害のものをやるか、では金利が安いということもあるんで今回は借入れをしてやったということで、尾口議員が言われるようにそういう考え方も考慮しながら、今回は起債を借入れたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで議事進行上、休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第 9 報告第 5 号 平成 23 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第 9、報告第 5 号平成 23 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第 5 号

平成 23 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 24 年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第 5 号平成 23 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2 款事業費 1 項下水道建設費の長田第 2 雨水ポンプ場電気機械設備更新工事につきましては、東日本大震災の影響に伴い製作が集中し、工場との調整に時間を要したために繰り越した事業であり、6 月下旬までに完了見込みとなっており、また松島町公共下水道の効率的な下水道事業計画策定業務につきましては、計画策定に当たり関係機関との調整に時間を要したために繰り越した事業であり、8 月下旬までに完了見込みとなっております。

6 款災害復旧費 1 項公共下水道施設災害復旧費につきましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業であり、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります、平成 25 年 3 月下旬に完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 申しわけないんですが、ちょっと 1 件だけお聞きをしたいわけがあります。

公共下水道災害復旧事業 1 億 8,500 万円、繰越明許でしているわけですが、既収入特

定財源、これは寄附金が充てられたんだというふうなことを聞いているわけでありますが、それから未収の地方債が40万円しかない。これは、当初で420万円ですか、地方債を見たところ、380万円は既に借入れ済みだというふうなことなんだと思うのでありますが、まだ事業が終わらないのに地方債だけを先に借入れができたのかどうか、ちょっとお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 下水道の災害復旧の繰り越しでございまして、250万円、これにつきましては日本水フォーラムという団体から寄附がございました。これにつきましては、12月補正で雨水の応急対策ということで、長田へのポンプ200ミリ1台、それから小梨屋のポンプ1台、これに250万円を充当しております。

それから、先ほどの起債の件で、後で専決処分のところで出てくるんですけども、この地方債40万円につきましては、単独分ですね、これにつきまして充当しているということでございまして、専決処分で、ただ繰り越さない単独費も年度内に完了した部分がございまして、その分が380万円を起債で充当した。それ以外の繰り越した分が、単独での40万円を起債で充当するというところでございます。

そして、これの1億8,543万3,000円の補助と単独の内訳でございますけれども、補助事業が1億4,387万4,430円です。下水災害につきましては、100%の補助になりました。それで、あと残りが4,100万円ほどですか、これが単独でございます。そして、単独の中にも起債に該当するものと起債に該当するものがないという仕分けもございまして、起債に該当するのが、380万円が既に年度内に完成した。そして、起債の40万円分が完成しない分を充当しているということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 250万円は寄附金だということを私はわかって、それを言っているわけありますのでこれはいいんですが、ただ地方債というのは1本で借りたんでなしに、420万円の地方債を議決したと、そして380万円は来たと。そうすると、単独か何かの分が40万円ということですか。地方債、まだ終わらないのに380万円借りて、もう少し残っているんだと、借入れですね、こういうふうになっているのかどうかという中身を聞いているんです、私。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 420万円を専決をしております、まだ起債充当の単独分でも

未完成がございます。ただ、終わった分もございます。そういうことで、手続き上は前借りという制度を利用して、380万円を前借りということで借ります。そして、すべての起債該当事業が終わりますと、本借りということで380万円に40万を足したもので420万円の1本という借り方になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） わかりました。わかったので、こういうふうな何は、やっぱり繰越計算書の報告をするときに、そういうふうなことを言っておいてもらわないと、議会は皆はいはいと言うことを聞くようになるんですよ。いいですか。前借りをしているんだというふうなことでありますからわかったわけでありましたが、今初めて質問してわかったんです。それまで誰もわからないんです。議会もわからないと思うんですよ。議長、副議長に説明しているのかどうかわかりませんが、やっぱりわかってもらって承認をしてもらおうと、こういうふうなことが必要なのではないかと。我々も勉強のために必要なのではないかとこう思いまして、今質問しているわけでありまして。わかりました。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第10 報告第6号 平成23年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、報告第6号平成23年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第6号

平成23年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第6号平成23年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の割波配水管布設替え工事につきましては、他災害復旧工事との調整により繰り越した事業であります。

以上で、水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもちょっと申し上げておきたいのでありますが、役場の中の関係課の協議が遅れたから繰り越ししなければならないなんていうのは、もってのほかだと思うんですよ。ほかの省庁なり、ほかの官庁と協議が遅れたというのならわかるんですよ。役場の中で協議が遅れたから繰り越しをしなければならないなんていう、こんなことはあってはならないと思うんですよ。何かいったん緩急あらばのときに、こういうふうなものが出てきたらどうするんだと、こういうふうなことになると思うんですよ。格好はいいですよ、各関係課との協議に時間を要したと。そんなもの、寝ないでもしたらいいのではないですか。何が、だから問題があつて時間を要したのかお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） ここの地区につきましては、水道の布設替え工事、それから下水道の災害復旧工事、それから町道の災害復旧工事、この3つが重なってしまいました。それで、関係課との調整につきましては、速やかに事前にも行ってやってはおりました。ただ、書き方としてこういった書き方になりましたけれども、やはり現場に入り込む業者さんのタイミングとかそんなこんなで、やはりどうしても3月を切るような状況になってしまいました。書き方としては、こういった書き方にせざるを得なかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ご理解ということですから、こういうのは報告ですから理解も何もありませんが、下水道と水道はおたくのほうですよ。おたくのほうだ。そうすると、あとは道路復旧なら道路復旧は建設課なんですよ。だから、そんな、うちのほうが先だよとたら、下水道と水道は先だよと。あと、上物は建設課の復旧ですよとこういうふうになると思うんですよ。だから、そんなに時間を要したなんて、書き方としてこうだというふうな今話しであります、余り見苦しい書き方だと思いますよ。この辺もひとつ十分考えて、町長ですから、管理者は。笑われると思うんですよ、町長のところで自分の部下を統率できないなんて言ったら。今、こういうふうな書き方しかなかったら書いたんだと、こういうようなことですからこれでやめますが、そこらはやっぱり十分考えてやってほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第 1 1 報告第 7 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、報告第 7 号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
報告を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第 7 号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成24年 3 月29日午後 0 時40分ごろ、松島町高城字町200番地の松島町駐車場において、公用車を出庫するためバックしたところ、後方を通過する車両に接触し、相手方車両の右側後方部分が損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

1. 和解内容及び損害賠償額

町は、―――氏に対し、損害賠償（車両修理費）として 11 万 5,584 円を支払うものとする。

2. 損害賠償の相手方

―――
―――

以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第 7 号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成24年 3 月29日午後 0 時40分ごろ、松島町高城字町200番地の松島町駐車場において公用車を出庫するためバックしたところ、後方を通過する車両に接触したため、相手方車両の右側後方部分が損傷しました。

これに関して車両修理費として相手方に対し、損害賠償額11万5,584円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専

決処分事項として平成24年5月18日専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 議会のたびではないんですけれども、3月もたしかあったのかなというように、公用車はたくさんありますので、誰も事故を起こしたくて起こしているわけではございませんけれども、大体はやっぱりうっかりと、ちょっとしたミスというようにところでこういうふうにして事故が起きているわけであります。私もかつては、このごろはないんですけれども、やっぱりほとんどの事故はそういうのですね。ちょっとした出会い頭とか、バックしたとか、こういうふうなんです。やはり、職員の皆さんも震災で疲れているのかなとは思いますが、その辺のことを改めて総務課長を中心にして、もう1回、その運転手をする方に対して教育というんですかね、やっていることはやっていると思うんですけれども、さらにこの次の議会にまたこういうことにならないように、ひとつよろしくご指導お願い申し上げます。あれば。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 交通事故に関しましては、議員さんおっしゃるとおりちょっとした思い込みとか、不注意で起こり得るものでございまして、今後ないようにと言われてもかなり難しいのかなとは思っていますけれども、ただ我々としてやれるところに関しては文書による注意喚起とか、そういうものは常にはいたしているつもりですので、今後も引き続きやっていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） このぶつかった駐車場、そこ。そこに個人の車をとめていていいの。

それから、昼休みでしょう、これは午後の0時。職員が私用車を使って出て歩くとか、庁舎を抜け出して食事に行っている方もおられるようですけれども、その辺についての庁舎内の規約というか、その辺はどうなっているんですか。個人の車が、何でその公用車駐車場にとまっているんですか。そういう出入りとか、やっぱり我々議会のたびに私用車なり、公用車が我々議会のたびに駐車場が満杯になっているときもあるし、自由に職員がそこに入出入りしている。やっぱりその辺で事故の発生につながっているのではないかなと思いますし、もう少し規制を厳しくしていただいて、議会中はやっぱり我々議員の車を入れる場所には入れないようにしてほしいなど。平気で名前が入った車をとめて狭くしている。やっぱりその辺、私用車についてはその駐車場に入れることができるんですか。私用車は、全部川向こうの

職員駐車場と決まっているのではないんですか。その辺、ちょっと。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、職員の駐車場はということで、町の職員は川向かいのところ。それから、役場に近い私有地を借りている方もいらっしゃいます。

今回の事故につきましては、職員なんですけれども、今言ったライトの裏ですね。今、不動態の向かいのところ、町の駐車場、公用車が置いてあるところ、そこの前に今回は一ーさんの、自分で私有地に借りています。そのときに、自分の私有地に入るときに、公用車置き場の後ろを通ってぐるっと回って自分の借りている民地に入れたほうが入れやすいということで、たまたまそういう経路を通って入れたときに接触が今回起きたということになっています。まず、それが1つ。

あと、もう1つは、職員がそこにとめているということがよく言われていましたけれども、それにつきましては職員の皆さんにその辺は徹底させていただいております。ということで、今回はとめていたのではなく、そこを通路として使って、自分の借りている駐車場に一番入りやすかったのかということでございます。そういうことで、今回はこういうふうになったと。職員がそこに置かないということは、今後とも徹底させていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 通路として使っていたということで事故ったと。それから、駐車場については、やっぱり一方通行なりにして戻ってこないように。右側がぶつかっているということは、おれは逆に出てきたのかなと思ったんです。ですから、そういう個人的なやっぱりミスもあつての事故だと思うので、100%払う必要は何もないのではないかなと、公道ではないし。その辺も、もっときちっとした厳しさを持って対応したほうがいいのではないかなと思うんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、そういうような事故が起きたということで、今後のこともということでありまして、通路を行ったり来たりということをこれからはその事故を教訓にして、一方通行、ですからもう1方向にしか車が動かない、公用車も1方向にしか行かないと。ですから、そこですれ違うという行為はないというようなことで職員、また公用車を利用する方に徹底をさせていっております。その事故を受けて、そのような取り扱いをさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第12 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例の一部改正）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年3月31日、松島町町税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第38号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

「地方税法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年12月14日に公布され、また「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成24年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、平成24年4月1日から施行させるものについて専決処分したものであります。

本条例の主な改正内容であります。固定資産税につきましては、平成24年度の評価がえに当たり、住宅用地に関する平成24年度から平成26年度における負担調整措置が見直しされ、平成25年度までは負担水準90%以上の住宅用地に措置特例を存置する経過的な措置を設けますが、平成26年度には措置特例が廃止となります。また、商業地等及び農地に関する平成24年度から平成26年度における負担調整措置については、現行の制度が継続となり、下落修正措置も現行の制度が継続となります。また、図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の一般社団法人、一般財団法人に係る非課税措置が講じられたことに伴い、その適用を受けようと

する場合の手続関係を規定しました。

次に、個人の町民税につきましては、東日本大震災の復興支援税制に係る改正で、大震災により居住用家屋が滅失し、その敷地を譲渡した場合における譲渡所得の特例を受ける期限が延長となり、これを適用するための読みかえ規定を新設したものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、ただいまの提案理由書の改正内容につきまして、条例に関する説明資料により説明させていただきます。

お手数ですが、提案理由書の次のページの条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、説明資料の 1 ページの中ごろの第54条及び附則第10条の 2 の改正は、地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本条例で引用する条項の番号のずれを改めるものであります。

次に、附則第11条の改正は、適用年度の更新に伴う用語の変更と地方税法附則第18条において、第 4 項が削除されたことに伴い引用条項の項番号のずれを改めるものであります。

次に、附則第11条の 2 の規定ですが、これは下落修正の規定であります、1 ページと 2 ページにまたがります。この下落修正の規定を、平成25年度及び26年度においても継続するために、適用年度の更新に伴う用語の変更をしたものであります。

なお、ここ数年の市街化区域の宅地の下落状況につきましては、評価ポイントの平均で述べますと、平成19年は前年より約 5 %の減で、20年から23年度の間は毎年 8 %前後の下落になっております。24年につきましては、津波被害の影響もあり前年より 9.1 %の減となっております。

次に、2 ページの中ごろの附則第12条関係の規定につきましては、宅地等の負担調整措置がありますが、評価額との差がある課税標準額を緩やかに引き上げ、徐々に評価額に近づけていく仕組みとなっており、この負担調整措置の適用年度の更新をしました。また、内容として変更された点は、住宅用地に係る特例措置が廃止となります。

この廃止に伴う経過措置として、平成24年度及び25年度の措置特例につきましては、負担水準を現行の 80 %以上を 90 %以上に読みかえて適用することになりました。具体的にどのようなことになるかにつきましては、下の黒丸に記載してあるとおりでございます。まず、商用地につきましては、2 ページと 3 ページにまたがりますが、平成24年度から平成26年度までの商業

地等の負担調整措置は現行の措置が継続となります。

次に、3 ページの黒丸の住宅用地の負担調整措置でありますが、先ほど述べたとおり負担水準が80%以上100%以下の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を段階的に廃止にすることになりますが、その他の措置については現行の措置が継続となります。具体的には、①の平成24年度及び25年度につきましては、負担水準が90%以上100%以下の住宅用地につきましては、課税標準額を前年度課税標準額に据え置きます。負担水準が90%未満の住宅用地につきましては、当該年度の評価額に住宅用地特例率の6分の1、または3分の1を乗じ、さらにその額に5%を乗じて得た額を前年度課税標準額に加算した額が、課税標準額となります。

この改正により影響を受ける者は負担水準が80から90%未満の者であり、24年度の状況ではこの区分に入る住宅用地は住宅用地全体の1%未満であり、税額として増額になる金額は2,000円程度になると考えております。

次に、②の平成26年度につきましては、負担水準が100%以下の住宅用地については評価額に住宅用地特例率と5%を乗じて得た額を前年度課税標準額に加算した額が、課税標準額となります。なお、負担水準が100%を超える場合は、この措置特例の適用はなく、本来の課税標準額、いわゆる本則課税となります。この26年度に関しまして、改正により影響を受ける者は負担水準が80から100%までの者であり、24年度の状況ではこの区分に入る住宅用地は住宅用地全体の14%弱となりますが、毎年負担水準は計算されるものであり、また本町の住宅用地の下落状況、先ほど申しましたが、それらを勘案すれば平成26年には相当の者が本則課税に移行するものと見込まれます。

次に、下のところの附則第12条の2につきましては、これも3 ページと4 ページにまたがりますが、適用する法律名の変更と適用年度の更新に伴う用語の変更をするものであります。

次に、附則第13条に規定する農地の負担調整措置につきましては、現行の措置が継続となり、適用年度の更新をしたものであります。

次に、附則第15条の特別土地保有税の課税の特例につきましては、特別土地保有税は平成15年度税制改正後から課税停止となっており、今も新たな課税は実施しておりませんが、土地保有税の税額算定には固定資産税や不動産取得税が関係することから、これらの税目の改正に合わせるために改正したものであります。

次に、附則第21条の2につきましては、学校法人等が設置する図書館、博物館、幼稚園につきましては、そもそも固定資産税が非課税措置の対象となっていたましたが、平成20年の公益

法人制度改革により公益法人として認められた社団法人、財団法人制度が廃止され、一般社団法人等と公益社団法人等に再編され、当該法人はいずれかに移行または解散しなければならなくなりました。このうち、旧民法第34条法人の公益法人から一般社団法人等に移行した法人で、一定の要件を満たす者に係る固定資産税については非課税措置の適用措置を受けることとなり、そのための提出書類の内容を規定したものであります。なお、本町では、この規定に該当する施設はございません。

次に、5 ページの附則第22条の 2 及び附則第23条につきましては、東日本大震災に係る復興支援税制の追加に伴う改正であります。附則第22条の 2 につきましては、大震災により居住用家屋が滅失し、その家屋の敷地を譲渡した場合については、居住用財産所得の軽減税率の特例や居住用財産の3,000万円控除の特例など、譲渡所得の特例があります。この特例を受けることができる譲渡期限について、震災特例法第11条の 6 の規定により、災害があった日から3年であるところを7年に延長されました。これに伴い、被災住居用財産の敷地を譲渡した場合の分離課税所得に係る読みかえ規定を設けたものであります。

次に、第23条につきましては、5 ページと 6 ページにまたがりますが、6 ページをお開きください。この規定は、大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例の適用がある場合の個人住民税の読みかえ規定を規定したものであります。なお、※印の 3 に記載してある内容は所得税の内容であります。この所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、翌年度の個人住民税から控除することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 税金の話なので、さっぱりわからないで聞いているような状況もあるんですが、ひとつ固定資産税ということで、この固定資産税については平成6年からですか、今やられている負担調整率というのが導入をされているわけですが、その当時、なぜ調整率を入れたかということになれば、いわゆるそれまでの公示価格に対する基準が3割程度というものだったものを7割程度まで引き上げるということで、それをそのまま実施すると一気に課税を進めていくと、負担を重くしていくと、こういうことで負担調整率などを設けて激変緩和の措置をとってきたとこういう経過があるかと思いますが、当時のその公示価格、どれぐらいだったのか。今の公示価格、どれぐらいになっているか、どれぐらいの下落、下落してきていますから、どれぐらいの下落率になっているのかというところを1つと、同

時に税負担は、ではその間どうだったのかと。平成6年よりは平成5年の、いわゆる今の税体系が始まる前の年ですね。できれば、そこを100%と考えたときに、今お話しした公示価格がどういうふうに変動した、どれぐらい下落しているか、あるいは税負担がどういうふうに変化したのかということを教えていただければというふうにひとつ思います。まず、そこですね。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁を求めます。それでは、まず館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、公示価格ですけれども、地価公示価格、平成6年度と最新の23年、評価額の判定ポイントの変わっていない住宅用地2カ所について申し上げます。

まず、1カ所目が、高城字元釜家2-3、ここが平成6年時は4万9,700円、それから平成23年が3万100円です。それから、松島字道珍浜38-21、ここが平成6年が6万7,500円、それから平成23年が3万2,000円になっております。

それから、税負担なんですけれども、こちらでとらえているのは課税額ということで、課税額でちょっとお話しさせていただきたいと思います。まず、平成6年度の土地の課税総額は、2億7,900万円強です。約2億8,000万円。それで、23年度が2億5,100万円強でございます。そして、24年度当初が、当初課税の時点ですけれども、2億3,600万円強となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 地価公示価格ですね、これはそうすると、高城のところでは何割ぐらいなんですかね、これ。パーセントで、平均して松島全体で、そうするとこの下落率でどうなのかというところは出せなかったのかどうかですね。この2カ所で厳密にこう出してもらったのはいいんですが、全体としてどのぐらい地価が下落したのか、平均でね。それに対して、今平成6年、24年のこの松島の課税額を答弁してもらったわけでありましたが、ここも若干減っていますけれども、どの程度なのか。その辺、率でちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） もしわかるなら、平均。データ、今ないようなんですけれども。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 全体、道珍浜地域では約半分ですね、50%ぐらいになっている。こういうことですので、松島町全体でも相当土地は下落しているというふうに見ることができるのかなというふうに思います。同時に、課税の額については、ではその地価公示価格ぐらい減っているのかということになると、減ってはいますけれどもほとんど変わらないと言っている数字ではないのかなというふうに思います。果たして、これは土地が下落する中で

も、地価公示価格の7割ということを進めてきた、その結果としてこういう税負担ということになったのかなというふうには思っております。

それから、もう1つお聞きしたいのは、先ほどの説明の中で、3ページのところですか、いわゆる住宅用地に係る負担措置が廃止をされるということになってきますよと。26年度以降についてはどうなのかということで、負担率が80から100%、このところで大体14%強が該当してくると。これは、年度を追うごとにそういう該当が増えてくるだろうと、本則課税になってくるだろうと、こういうふうの説明をさせていただいたんですが、本則課税になるということは、実際の問題としてどういうことなのかということについてお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今野議員さんがおっしゃったとおり、この制度が始まった初期の目的である地価公示価格の7割程度にすると、作業が進んできたということで、松島町全体的に見ますと、24年度においては約8割6分、これが本則課税になっています。本則課税になるということは、先ほどお話しした特例措置、普通の計算になるんですよ。特例措置の方に関しては、引き上げをちょっと据え置きますよという措置なんですけれども、その措置は受けられなくなるということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） だから、その特例措置が受けられないということは、この税負担が重くなってくるということでもいいのかということをお聞きしたわけあります。

○議長（櫻井公一君） 再度、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。それでは、原案に反対者の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今回の町税条例の改正ということでありますけれども、これにつきましては東日本大震災により居住用家屋を失ったり、その敷地を譲渡した場合における譲渡所得の特例を設ける期間の延長であるとか、住宅借入金等特別控除にかかわる特例が盛り込まれるといったようなことも含めて、大震災を受けて当然の措置がされたというふうにも思っておりますが、先ほどの質疑もさせていただきましたが、住宅用地の固定資産税と、こ

れから議案として出てまいりますけれども都市計画税、ここのところで負担軽減措置を据え置くというこの措置が、2年間の経過措置をもって平成26年には廃止をされるとこういうことになるわけであります。そのことによって、住宅用地の固定資産税等の増税に結局つながっていくということになってまいります。

その上、ただいま国会では消費税法案が審議をされておりますけれども、このまま成立をするということになれば、被災者や所得の低い方々、消費税とあわせて何重にも重い税負担を強いていくという、そういう結果を招くことになるかと思います。そういう意味では、この東北地方、復興の妨げにもなるとこういうふうに思うものであります。

また、もともとこの固定資産税については、先ほどもお話ししましたが、1994年、平成6年度から評価額の水準を取引価格に近づけるということで、それまで地価公示価格の3割程度であったものを、一気に公示価格の7割のこの水準まで引き上げたということでありました。そのままでは増税になるということで、激変緩和対策として負担調整措置がつくられましたけれども、1990年のバブル崩壊後の不況、景気の低迷が続く中で、土地の値段が下がり続けても固定資産税の負担はふえるという、そういう問題も生じさせてきております。

また、住民の生活のための土地が、金融機関などが保有する土地と同じように取引価格で評価され課税される、そういう税制のもとでは住民、町民の居住権が脅かされていくと、そういう危険性も生まれてくるかと思います。

私は、そういう問題を解決するためには、収益性の高さを考慮するなどして、使用目的に応じた差をこの固定資産税の考えの中に必要なのではないかというふうに考えるところでございます。

今後、こうした土地に対する課税のあり方がさらに議論をされていく必要があるということをお願いして、今回の条例の改正に反対をしたいということでございます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 原案に賛成者の発言を許します。おりませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第13 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画
税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第39号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年3月31日、松島町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第39号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成24年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、平成24年4月1日から施行させるものについて専決処分したものであります。

本条例の改正内容であります。都市計画税の負担調整措置については、従来から固定資産税と同様の負担調整措置が講じられており、松島町町税条例の一部を改正する条例（松島町条例第11号）により行われた固定資産税における負担調整措置の見直し内容と同様の見直しを都市計画税の負担調整措置においても講じたものであります。したがって、住宅用地に係る措置特例については段階的に廃止となりますが、その他の負担調整措置につきましては現行の措置が継続することとなります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

日程第14 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第40号専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年3月31日、松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第40号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布、平成24年4月1日施行されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

今回の改正は、世帯主または国民健康保険の被保険者等が、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の、譲渡所得の特例適用を「通常３年後の12月31日までに売ったとき」を「７年後の12月31日までに売ったとき」と読みかえて適用するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第40号専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

日程第１５ 議案第４１号 専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度松島町一般会計補正予算（第１５号））

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第41号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町一般会計補正予算（第15号））を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年３月30日、平成23年度松島町一般会計補正予算（第15号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりその承認を求める。

平成24年６月８日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第41号平成23年度松島町一般会計補正予算（第15号）につきまして、平成24年３月30日で専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業に係る国庫負担金等の補助率増高等について補正するものであります。

3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の特別交付税及び震災復興特別交付税につきましては、3月交付決定に伴い補正するものであります。

4ページにわたります。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金及び2項5目農林水産業費国庫補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金につきましては補助率増高に伴い補正するものであり、また災害査定用設計委託費補助金が採択されたことに伴い、農業用施設災害復旧事業費補助金及び7目災害復旧費国庫補助金の道路施設等災害復旧事業費補助金並びに16款県支出金2項10目災害復旧費県補助金の漁港施設災害復旧事業費補助金を補正するものであります。

18款寄附金1項2目災害費寄附金につきましては、東日本大震災災害復旧復興寄附金として3月30日まで寄附していただいた分について補正するものであり、これらの財源を精査し、震災復興期金及び財政調整基金に積み立てするものであり、特別会計等への繰出金につきましても特別会計等の災害復旧事業の補助率増高等に伴い減額するものであります。

また、東日本大震災に伴う小石浜川堤防かさ上げ仮復旧事業について、年度内完了が見込めないことから繰越明許費を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 2つ、2点。

4ページ、寄附金なんですけれども、今回これは寄附金244万円ですか。これとはまた別に、義援金というのが恐らくあるかなと思うんですけれども、今現在、義援金というのはどのぐらいになっているわけでしょうかね、義援金。今回は寄附金、こうやってあるんですけれども、義援金というのは当然こっちの予算の中には入らないと思うんですけれども、ちょっと関連でお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 町の義援金の受け付け状況でございますけれども、全国から232件で、金額は4,814万1,774円となっております。これは、6月5日現在でございます。以

上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。義援金の配分とか何かというのは、随時やられているのかなと思いますけれども、はい、わかりました。

では、もう1つなんですけれども、小石浜なんですね。さっき尾口議員さんがご発言したわけなんですけれども、今回は仮復旧ということであそこの川沿いにやっていたきました。本当にありがとうございます。これは、仮復旧でございますので、では本復旧ですね。将来は考えていきますよというようなご答弁は以前ありました。この辺の本復旧ですね、いつごろ一応計画なさっているのか。その辺、考えがあったら示してください。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 小石浜川につきましては、復興交付金の1次配分で調査費がつきました。それで、小石浜以外の高城海岸地区ですね、磯崎地区、その地盤沈下対策ということで調査費が1億5,000万円ほどでしたか、ついております。それで、小石浜につきましては、下水道でつくりました汚水ポンプ場の排水先、あれを国道の下を通しまして、直接海にはき出したいと。それと、あと堤防につきましては、護岸を予定、一応はそれを事業化したいということで、調査のほうを進めております。

それで、具体的な事業化につきましては、25年度に要は明らかになってくるのかなと思います。復興交付金につきましては、調査費はつけたけれども、いざ実施はねという、ふるいにかけられるようなことも聞いておりまして、ぜひとりたい、事業化をしたいということで今後調査を進めまして、企画と一緒に復興交付金の事業化に向けてやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、課長言われるように、ぜひあそこは実施していただきたいと。この10年でもう2回もあれだけの浸水があったわけでありますから、本当に常習地域というんですかね。もう松島にも何カ所かありますけれども、本当に小石浜の人たちは物すごい浸水の経験、あそこはずっと昔からあるわけで、その辺を含めて、課長、それから町長、よろしくをお願いをしていただきたいと。25年度には明らかになるということなんですけれども、その辺よろしくをお願いを申し上げて。要望です。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第41号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町一般会計補正予算（第15号））は、承認することに決定しました。

日程第16 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第8号））

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第8号））を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年3月30日、平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第8号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第42号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第8号）につきまして、平成24年3月30日で専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業に係る国庫負担金の補助率増高分及び災害復旧事業査定設計委託費等補助金を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終

わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第8号））は、承認することに決定しました。

日程第17 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第7号）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第7号））を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年3月30日、平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第43号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、上水道施設災害復旧費国庫補助金の確定に伴い、一般会計補助金並びに災害復旧費国庫補助金を補正し、水道事業収益の総額を5億4,403万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第7号））は、承認することに決定しました。

日程第18 議案第44号 東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第44号東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第44号

東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免
に関する条例の制定について

東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第44号東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による被害は甚大なものとなっており、今なお被災者の方々の日々の生活に多大な影響を与えております。

このたび、国からの財政支援を受けて、震災による被災者の方々の救済、支援対策としまし

て、平成24年度国民健康保険税 4 月から 9 月までに相当する月割り算定額を減免措置する条例の制定を提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の条例の制定であります、平成23年 3 月11日の東北地方太平洋沖地震により被害を受けた方の平成24年度国民健康保険税を減免するための条例制定でございます。

減免の内容につきましては、平成23年度に制定いたしました町税の減免に関する条例の同様の減免措置となっております。

それでは、条文について説明資料によりご説明いたします。

第 1 条は、減免の対象は、平成24年度分の国民健康保険税といたします。

第 2 条は減免の内容であります、第 1 項では納税義務者が地方税法の第292条第 1 項 9 号の障害になられたときは、平成24年度の 4 月から 9 月分までの相当する月割り算定額の10分の 9 を減免いたします。第 2 項は、国民健康保険税の納税義務者の居住する住宅が災害により受けた損傷割合が、居住する住宅の10分の 2 以上である場合または所有する住宅または家財が災害により受けた損害額が住宅または家財の価格の10分の 3 以上の場合で、所得金額 1,000 万円以下については表の区分の合計所得金額及び損害の程度によりまして、平成24年度 4 月から 9 月までに相当する月割りの国民健康保険税を減免といたします。

第 3 条は、減免を受ける方の申請は25年 3 月31日までに提出することです。ただし、平成23年東北地方太平洋沖地震による国民健康保険税の減免申請を提出した方については、申請があったものとみなして減免を適用いたします。

なお、平成23年度の減免については、本日配付資料の平成23年の東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免の状況のとおりとなっております。全壊が140件でございます。減免額は1,622万2,200円。大規模半壊については168件、金額につきましては2,362万9,200円。半壊につきましては602件、4,703万1,800円となっております。

次に、添付しております国民健康保険税の減免措置によります減免対象月と減免額等について、それぞれの例によりましてご説明いたします。

上段の表は、被保険者の資格取得喪失区分による減免対象月と対象外月をあらわしております。例えば、被保険者 A さんの場合は 1 年間被保険者の場合であり、黒丸のとおり 9 月まで

の対象となっております。Bさんにつきましては6月資格取得、Cさんにつきましては12月資格喪失、Dさんにつきましては8月喪失となっており、それぞれ黒丸の月が減免の対象となっております。

下の表につきましては、それぞれの被保険者さんを所得500万円以下で、月割り1万円とした場合の減免割合による減免額をあらわしております。例えば、Aさんの場合は免税額が12万円で、全壊判定のときは9月までの6カ月であり、6万円の減免となります。それ以外につきましては、表のと通りの区分となる減免額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第45号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第45号

松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について

松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、新たに外国人住民を住民基本台帳に記録すること及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が、平成24年7月9日に施行されることにより外国人登録法を廃止することとなり、これまで外国人登録法に基づき在留していた外国人を、住民基本台帳に基づく住民として取り扱うこととなったため、外国人住民を定義する「外国人登録法に基づく外国人登録原票に記載された外国人」などの文言を整理するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第46号松島町町税条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第46号

松島町町税条例の一部改正について

松島町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第46号松島町町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成24年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、平成24年4月1日から施行させるものについては専決処分しましたが、その他のものについて改正したものであります。

本条例の改正内容であります。平成25年の所得税から年金所得者に係る源泉徴収税額の計算における寡婦（寡夫）控除の適用については、年金所得者が年金保険者に提出する申告書により寡婦（寡夫）である旨の申告をすれば源泉徴収税額計算に反映されることになります。これに伴い、寡婦（寡夫）控除の適用の有無については年金保険者が市町村に提出する公的年金等報告書に記載されてくることになり、これにより年金所得者に寡婦（寡夫）控除の申告をさせなくても適用の有無を把握することが可能となったことから、申告手続の簡素化を図ったものであります。

また、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入により、国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であっても、地方税法の定める範囲内で地方団体が固定資産税の課税標準の特例の内容を条例で定めることとなりました。

今回は、下水道除外施設と雨水浸透貯留施設の2件についてわがまち特例が導入されましたが、本町には該当する施設がないことから、改正前の地方税法の割合で定めたものでありま

す。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 1 議案第 4 7 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第47号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第47号

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第3項の規定により、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第47号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることにより、外国人登録法が廃止されるため、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となり、地方自治法第291条の3第1項及び第3項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められており、同法第291条の11の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 2 議案第 4 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第48号和解及び損害賠償の額の決定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第48号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 和解内容及び損害賠償額

町は、―――氏に対し、損害賠償金 13 万 862 円を支払うものとする。

2. 損害賠償の相手方

――

――

3. 事故の概要

平成24年4月9日午後2時ごろ、松島町高城字根崎地内において、強風のため松島中学校体育館の屋根材の一部がはがれ落ち、松島町学校給食センター駐車場内に駐車していた車両に当たり、車両の前方部分が損傷したもの。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第48号和解及び損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

この議案は、松島中学校体育館屋根の一部が強風により個人所有の乗用車の車両を損傷させたことによる賠償金額を、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事故の概要につきましては、平成24年4月9日午後2時ごろ、松島町高城字根崎地内において、強風のため松島中学校体育館の屋根材の一部がはがれ落ち、松島町学校給食センター駐車場内に駐車していた個人所有の車両に当たり、車両の前方部分が損傷したものです。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し、損害賠償金13万862円を支払

うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、課長より説明いたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから詳細につきまして説明をさせていただきたいと思います。

事故の発生の時間帯ですが、4月9日の1時から3時の間とみられます。

事故の概要につきましては、今町長のほうの提案理由で申し上げたとおりでございます。当日の天候だったんですが、西風の強風ということで風速12メートルの風が吹いておりました。この風速によりはがれ落ちた屋根材、この屋根材というのはアスファルト製のタイルでできているものなんですけれども、大きさが15センチ掛ける30センチ角の物でございます。これが飛散いたしまして、隣接していた給食センターの委託業者である一富士の従業員の車に傷を与えたということになります。傷の箇所は、4カ所ほどございました。これを受けまして、私のほうで、各自治体で加盟している全国町村会総合賠償補償保険制度に対応すべく連絡をし、代表幹事であります損保ジャパンのほうから、今回の損害賠償額並びに支払いについては妥当であるという回答がありましたので、今回の議会で提案をさせていただいたというところでございます。

この体育館につきましては、平成24年度大規模改修工事を行う予定になっております。まもなく、国県のほうから補助の申請受け付け、そしてそれに基づいての内示が出されるというスケジュールになっております。内示が出次第、我々のほうといたしましては速やかに工事の発注を行いまして、受注業者と第一優先といたしまして屋根の安全対策に取りかかっているというふうに考えておりますので、ご承認のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第49号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第49号平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第49号

平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度松島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,724万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,127万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第49号平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金の第2次配分として採択された事業及び4月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費並びに損壊家屋等解体事業等について補正するものであります。

また、職員手当等の中で、当初予算では「子どものための手当等」としておりましたが、3月30日に改正児童手当法が成立したことに伴い、名称が「児童手当等」に戻されることとなったことから、一般会計及び特別会計等の手当の名称を変更しております。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、緊急雇用創出事業の震災対応事業における臨時職員雇用に伴う経費について補正するものであります。

8目企画費につきましては、景観整備事業として実施する1件分について補正するものであります。

10目諸費につきましては、8月6日に開催予定であります秋田県にかほ市との夫婦町締結25周年記念式典事業に当たり、式典案内予定者数の増に伴う会場変更等経費及び記念モニュメ

ントの設置費用について増額するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、第2次配分として決定となった東日本大震災復興交付金について積み立てするものであります。

8ページにわたります。

18目復興推進費につきましては、東日本大震災復興交付金に第2次配分として採択されました松島地区等避難施設整備事業ほか6事業について補正するものであります。

19目集会施設建設費につきましては、高城コミュニティセンター建設に当たり、建設場所について議会からも指摘があったことなどから、議会全員協議会にての協議及び平成24年2月10日に高城区役員との協議並びに3月2日に地元議員出席による高城区役員との協議を踏まえ、旧水道事業所跡地と隣接民地の買収による建設について進めてきたところでありますが、地権者の同意が得られましたので、今回用地買収に向けた測量等経費について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

3款民生費3項1目災害救助費につきましては、損壊家屋等解体事業について、平成24年度も追加受け付けを実施することから補正し、またあわせて緊急雇用創出事業の震災対応事業における臨時職員雇用に伴う経費について補正するものであります。

4款衛生費1項5目環境衛生費につきましては、再生可能エネルギー等導入事業の実施設計業務及び東日本大震災により家屋解体事業等が増加したことに伴う家屋の新增改築等とあわせ合併浄化槽の設置も増えたことから、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、町内産の農産物の安全性を図るために、放射性物質検査を町が独自に検査する費用を補正するものであります。

3項4目漁港建設費につきましては、東日本大震災復興交付金の第2次配分として採択されました漁港機能強化事業について補正するものであります。

16ページをお開き願います。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金の第2次配分として採択されました町道高城・松島線外3路線道路整備業ほか1事業について補正するものであります。

5項5目街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金の第2次配分として採択され

ました根廻磯崎線道路築造事業について補正するものであります。

10款教育費 1 項 2 目事務局費につきましては、東日本大震災に伴う松島町への復興支援としてアメリカ合衆国ノースカロライナ州在住の—————氏が代表を務める団体「松島救済基金」のご招待により、松島中学校の生徒10名がホームステイ事業に参加することに当たり、引率する同行教職員等 3 名分の経費について補正し、また松島中学校体育館屋根の一部が強風により飛び、個人所有の車両の塗装部分等を損傷させたことに伴う賠償金について補正するものであります。

19ページから20ページにわたります。

11款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、古浦・名籠・銭神漁港の災害復旧事業に係る実施設計積算業務等及び災害派遣職員が 4 名から 5 名に 1 名増になったことに伴う経費について補正するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

11款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興交付金事業及び損壊家屋等解体事業並びに災害復旧事業等の一般財源分について措置される額を補正するものであります。

15款国庫支出金 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました漁港災害復旧事業に対するものであります。

2 項 1 目民生費国庫補助金 2 目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました損壊家屋等解体事業及び合併処理浄化槽設置整備事業に対するものであります。

4 目土木費国庫補助金につきましては、根廻磯崎線道路築造事業について東日本大震災復興交付金事業として採択されたことに伴い減額するものであります。

6 目東日本大震災復興交付金につきましては、第 2 次配分として決定となりました国土交通省所管分及び農林水産省所管分の効果促進事業分について補正するものであります。

4 ページをお開き願います。

16款県支出金 2 項 1 目総務費県補助金につきましては、定住促進事業の事務費の財源として採択されたことから補正するものであります。

3 目衛生費県補助金の浄化槽設置推進事業費補助金及び再生可能エネルギー等導入事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置整備事業、再生可能エネルギー等導入事業実施設計業務に対するものであります。

4 目労働費県補助金 5 目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急

雇用創出事業及び町内産農産物の放射性物質検査事業に対するものであります。

10目東日本大震災復興交付金につきましては、第2次配分として決定となりました農林水産省所管分について補正するものであります。

3項1目総務費委託金の統計調査費委託金につきましては、平成24年経済センサス活動調査市町村交付金の交付決定に伴い補正するものであります。

3目教育費委託金につきましては、学校施設を活用して実施しております本町の留守家庭児童学級が県委託事業として採択されたことに伴い補正するものであります。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、第2次配分として決定し実施する事業に対し繰り入れするものであります。

21款諸収入3項6目商工業災害再建資金貸付金元金収入につきましては、貸付金の償還について、据置期間の3年を待たずに償還を希望する申し出があったことに伴い補正するものであります。

5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました夫婦町締結25周年記念式典事業及び車両損害賠償金に対する賠償責任保険金について補正するものであります。

22款町債1項3目土木債につきましては、根廻磯崎線道路築造事業について、東日本大震災復興交付金事業として採択されたことに伴い減額するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、東日本大震災復興交付金の第2次配分の状況について、お配りしております資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料1をごらん願います。

今回、配分されました交付金についての一覧表でございます。3月末の第2回申請に対しまして5月25日に内示を受けたもので、国土交通省所管10事業と農林水産省所管2事業の合わせて12事業となっております。なお、これらの申請に当たりましては、事前に復興庁担当者及び宮城県と打ち合わせを行い、津波防災対策上優先度、緊急度が高く、ある程度熟度が高まったと判断した事業を申請しております。

各事業の調査設計費分として、交付対象事業費4億2,759万4,000円に対し、3億2,601万9,000円の交付金が配分されております。差額の1億157万5,000円でございますが、これは後

に特別交付税で措置されることになります。

国庫支出金として10事業の交付金 2 億6,809万7,000円、県支出金として 2 事業の交付金 5,792万2,000円をそれぞれ歳入計上しております。

なお、歳入における国庫支出金と県支出金に分かれておりますのは、国庫支出金として受け入れます10事業については、町が実施主体として町に対し国から直接交付金が交付される事業となっており、県支出金として受け入れます 2 事業につきましては、町が事業主体とはなりますが、まずは国から県に直接交付金が交付され、県から間接補助として町に交付金が交付される事業となっております。

資料の中のナンバー10の漁業集落復興効果促進事業につきましては、県支出金の一覧ナンバー 1 の漁業集落防災機能強化事業の効果促進事業分として漁業集落防災機能強化事業の事業費の20%が、復興庁の方針として一括配分されたものでございます。

これにつきましては、ちょっと資料飛びますけれども、資料 3 の復興庁の平成24年 5 月25日付記者発表資料の最終ページをごらんになっていただきたいと思います。A 4 横長の資料です。「効果促進事業等の一括配分について」というタイトルです。その中にその概要が示されております。

一括配分の対象事業は、大きく 5 つございまして、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、いわゆる面整備を行う 5 事業を対象としておりまして、本町におきましては今回採択されました漁業集落防災機能強化事業が一括配分の対象事業になったということでございます。一括配分された事業の執行方法等の詳細につきましては、復興庁で現在調整中とのことですので、詳細が示された後に具体の執行事業を検討しまして、歳出予算の措置を講じてまいりたいと考えております。

各事業の内容につきましては、歳出における主要事業説明資料に記載のとおり、各計画事業の測量及び設計業務を行うものでございます。

次に、資料 2 についてでございます。

こちらにつきましては、1 月26日の議会全員協議会にその時点においての予定している交付金事業の全体計画としてお示ししておりました事業一覧を基準といたしまして、各計画事業の採択状況を示したものでございます。各ページ上段の凡例にございますが、緑色で着色した事業は、第 1 回申請で採択された事業、黄色で着色した事業は今回の第 2 回申請で採択された事業となっております。また、各行における上段記載の内容は、当初計画の内容、下段

朱書きの内容は事業計画の申請または採択された内容となっております。当初計画から変更になっている場合のみ、朱書きをしております。

なお、当初計画しておりました事業は59事業でありましたが、冒頭説明いたしました一括配分の漁業集落復興効果促進事業を最終7ページに追加しておりますので、事業数は60となっております。

第1回、第2回の配分された事業は、資料2の事業分類を基準といたしますと、60事業のうち28事業の調査設計分と、一部災害公営住宅用地取得分が採択となっております。当初計画のうち、配分事業費ベースでは14億6,578万3,000円、交付金ベースでは11億8,626万6,000円となっております。また、これまで採択となっていない事業の対応につきましては、各事業の備考欄に今後の対応等の概要を記載しており、復興交付金とは別の補助制度で対応するもの、事業内容を再考し復興交付金事業として継続検討するもの、また単独事業として取り組むものなどに分類しております。

なお、次回の第3回申請受け付け締め切りは6月末、第4回は9月末の予定が示されておりました、それ以降は当面受け付けの機会は設けられていくこととなっております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第50号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第50号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第50号

平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,597万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第50号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第51号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第51号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第51号

平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,426万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第51号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に

伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第52号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第52号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第52号

平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,292万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第52号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 7 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第53号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第53号

平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 平成24年度松島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成24年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億8,625万円、補正予定額△34万3,000円、計 5 億3,590万7,000円。第 1 項営業費用、既決予定額 5 億6,622万5,000円、補正予定額△34万3,000円、計 5 億6,588万2,000円。

上記以外の予算、既決予定額2,002万5,000円、補正予定額ゼロ、計2,002万5,000円。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額5,673万3,000円、補正予定額△34万3,000円、計5,639万円。

平成24年 6 月 8 日提出

松島町長 大 橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第53号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴い職員の人件費を補正し、水道事業費用の総額を 5 億8,590万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思います。再開を14時15分といたします。

午後 2 時 0 2 分 休 憩

午後 2 時 1 5 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第 28 議案第 54 号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第54号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第54号

松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を松島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律
第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

住 所 —————

氏 名 大 山 堯

生年月日 —————

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第54号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて提案理由を申し上げます。

現委員の大山 堯氏は、平成15年6月21日から現在まで9年にわたり委員を務められ、町政
に大きく貢献をしていただいております。

このたび、6月20日をもって任期満了となりますので、再度大山 堯氏を選任することにつ
いてご同意をいただきたく提案を申し上げます。

大山 堯氏は委員としてふさわしい方でありますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう
お願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終
わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第54号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては会議規則の規定により否とします。

それでは、投票の準備をさせます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができました。議場の出入り口を封鎖します。

ただいまの出席議員は16名です。

立会議員を指名します。会議規則の規定により、15番菅野良雄議員、16番今野 章議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異常なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。15番菅野良雄議員、16番今野 章議員、開票立ち合いをお願いし

ます。

〔開票〕

○議長（櫻井公一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） 投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 ゼロ

有効投票中 「可」とするもの 16票

「否」とするもの ゼロ

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第54号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて、同様の投票採決のため、議場を閉鎖したままといたしておきます。

日程第29 議案第55号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第55号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第55号

松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を松島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所 —————

氏 名 澁 谷 啓

生年月日 —————

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の澁谷 啓氏は、平成20年5月12日から現在まで4年にわたり委員を務められ、町政に大きく貢献をしていただいております。

このたび、6月20日をもって任期満了となりますので、再度澁谷 啓氏を選任することについてご同意をいただきたく提案を申し上げるものであります。

澁谷 啓氏は委員としてふさわしい方でありますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましても、人事案件ですので討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第55号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

ただいまの出席議員は16名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、17番阿部幸夫議員、1番緑山市朗議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異常なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。17番阿部幸夫議員、1番緑山市朗議員、開票立ち合いをお願いします。開票してください。

〔開票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） それでは、報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 ゼロ

有効投票中 「可」とするもの 16票

「否」とするもの ゼロ

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第55号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第30 諮問第1号から日程第34 諮問第5号

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第30、諮問第1号から日程第34、諮問第5号までは松島町入札監視委員会委員の選任について議会の意見を求める諮問であり、関連がございま

すので、一括して朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第30、諮問第1号から日程第34、諮問第5号までを一括議題とします。諮問の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 諮問第1号

松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

下記の者を松島町入札監視委員会の委員として選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例（平成20年松島町条例第16号）第3条第1項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所 -----

氏 名 明 石 雅 英

生年月日 -----

諮問第2号

松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

下記の者を松島町入札監視委員会の委員として選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例（平成20年松島町条例第16号）第3条第1項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所 -----

氏 名 石 垣 政 道

生年月日 -----

諮問第3号

松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

下記の者を松島町入札監視委員会の委員として選任したいので、松島町入札監視委員会設置

条例（平成20年松島町条例第16号）第3条第1項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

住 所 —————

氏 名 泉 田 成 美

生年月日 —————

諮問第4号

松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

下記の者を松島町入札監視委員会の委員として選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例（平成20年松島町条例第16号）第3条第1項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

住 所 —————

氏 名 武 田 三 弘

生年月日 —————

諮問第5号

松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

下記の者を松島町入札監視委員会の委員として選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例（平成20年松島町条例第16号）第3条第1項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月8日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

住 所 —————

氏 名 豊 田 耕 史

生年月日 —————

以上です。

○議長（櫻井公一君） 続いて、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回、委員の人選につきましては、前回と同様に条例の趣旨にありますとおり、公正中立の立場で客観的に入札及び契約の手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者として、宮城県の同様の委員構成を参考にいたしまして、弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の5名について議会のご意見をいただくものであります。

諮問第1号の明石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目及び第2期目の委員を務めております。同氏を再度、松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号の石垣政道氏は、元宮城県職員であり、現在、石巻埠頭サイロ株式会社監査役に就任しております。また、松島町入札監視委員会第1期目及び第2期目の委員長を務めております。同氏を再度、松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号の泉田成美氏は、現在、東北大学大学院教授の職にあり、同時に宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会委員に就任しております。また、松島町入札監視委員会第1期目及び第2期目の委員を務めております。同氏を再度、松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号の武田三弘氏は、現在、東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第2期目の委員を務めております。同氏を再度、松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第5号の豊田耕史氏は、現在、仙台市において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第2期目の委員を務めております。同氏を再度、松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

○議長（櫻井公一君） 諮問第1号から諮問第5号までの朗読並びに提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この監視委員さんのことについてはいいのでありますが、関連するので

ちょっとお聞きしたいと思います。

入札監視委員会、本当に必要なのかなとこんなふうに思っているわけではありますが、町長はどんなふうにお思いですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 役場の入札に関しまして、公正・公平性・透明性というものを追求する上からは必要かというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私はしょっちゅう見ているのでありますが、今度のものも24年1月24日、中央公民館で開かれたこの入札監視委員会の記録を見ましたら、前にも言ったけれども、さっぱり直っていないというふうなものがあったり、それからこれも議会でも問題になりました低価格入札、地元業者の育成を考えているのかとこういうふうなこととか、一式でやられているのがあって、一式というのとは一番だめなんだぞと、わけわからないと、たちが悪いものだぞと、こういうふうな表現もしているんですよ。それから、参考見積もりをとって、その見積もりをとった業者も入札に入れていると。その見積もりをとった、私もこれを議会で質問しているんですが、参考見積もりのときは1万円で出したと。そして、入札に入るときは5,000円で入札したと。こんなことあるのかなと。

いいですか、町長、こういうふうなものがあったり、そういうふうなものがいっぱいあるんです。そして、この6カ月以内にあったので、一般競争入札は3件だけだと。あとは随契だと。随契は、今、災害だから酷くて何だというような答えはしているんですよ。しているんだけど、おかしいんでないのかと、いつまでしていくんだと、こういうふうなことがあるわけではありますが、その執行者側は自分の今までやったのを批判されると思うからだからどうかかわかりませんが、それに答弁をして、自分の殻を守るために答弁をしていると、こういうふうなのがいっぱいあるんですよ。

だから、この監視委員会があって、監視委員会の意見が出たら、入札、当の委員会が町長を入れたその会議でも持って、こういうふうなのはこうしていかなければならないというふうなことまであるのかどうかですよ。そういうようなことをしているのかどうか、お聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 契約事務審査委員会のほうの立場で、最初にお答えしたいと思います。

まず、入札監視委員会です。いろいろ指摘があって、契約事務審査委員会の中でも、事務局が財

務課ですけれども、その中で例えば低入札が多かったということになれば、調査価格とかをやめて最低制限価格を設けるとか、あと地元業者優先ということになればそういうことの指名の基準とか事務局のほうでいろいろ考えて、入札監視委員会の意見も踏まえてやっています。ただ、すべてがすべてできているかどうかという、すべては、100%はできていないんですけれども、入札監視委員会の意見を踏まえて契約事務審査委員会では意見は出されております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、監視委員会が終わったら、監視委員会からこういうふうな意見が出ましたよというふうなことで、それを是正するには入札指名委員会か何かで検討するとか、そういうようなのがなければ、ああやっていたんだよと、指摘されたのは何ほか直したよと、こういうような答えしか私らにかえってこないんだと思うんですよ。だから、改めて高い報酬をおあげして、その人たちに意見をもらうわけでありますから、意見をもらったときにはどうなんだと言え、ああこれは間違いないんだ、こういうふうに行っているんだというような答えですよ、文章を見ると。だから、やっぱり直さなければならぬのであれば直すと。直すためには、そういうような入札の委員会なり何なりで吟味してもらって、そしてこういうふうなことで各課に示達をして、そして次からはこういうようなことのないようにと、こうならなければ意味あるのかなと私、思っているんですよ。あれ、全部読んでみたんだ。前のものも読んでみているんですよ。私は、そうやって見ていると、何だか痛くない腹を探られるのではないかと、こういうふうな質問まで出ているんですよ。副町長、見ているのかどうかわからないけれども、工事業者の随契があれば、余り随契しているから痛くない腹を探られるのではないかと、だから気をつけなさいよと、こういうようなことまで言っているんですよ。ところが、この答弁側の人たちは、今業者いなくて困っているから随契だ、随契だと、復興でないようなのを3件、一般競争入札しているんですよ。私から見たら、この一般競争入札した3件は、これこそ随契でもいいようなものだもん。それを一般競争入札していると、そういうふうなことなんですよ。そして、人件費のものは低価格である、さあ地元業者を育成するのはどんなふうに行っているんだと、こういうふうなことを言われて、それも何回も言われているわけですよ。だから、前にも言ったけれどもどうなっているんだというふうな、委員さんから話が出てくるわけ。それで、こうやっているんです、ああやっているんですと終わってしまっているわけです。そして、またことしの6月ですか、7月ですか、ここに出てきたら、また同じことを繰り返すんだと思うんです。こういうふうなのが

一般的になっているんです、役場は。

だから、やっぱり監視委員会が終わったら、重要な事項についてはこういうふうな問題が提起されたと、監視委員会からですね。だから、こうしていかなければならないというふうな町の方針でもなければ、公正な何するのと、公正でないかもしれないと言っているんだよ、これ。悪いけれども。痛くない腹を探られるというのは、公正でないということだと思うんですよ。そういうふうな話まで出ているんですよ、会議録には出ているわけです。だから、そういうふうなものがあれば、そういうふうなものの精査をして、次にそういうふうな指摘がないようにしなければ、私は、だから委員会が本当に必要なのかと言ったのはそこなんですよ。

毎回同じことをしていて、参考見積もりなんか私も何回か言っているんですよ、大橋町長になってからも。100万円で入れたものを50万円で入札したと。では、参考見積もりというのは何なんだと。参考見積もりというのは、逆に参考見積もりを出した業者を入れないとか、そうすれば本当の見積もりになるんだと思うんですが、そういうふうなのがない。何回言たって同じことを繰り返していると、こういうふうな状況でありますから、その辺を十分考えて、入札監視委員会が本当に機能しているんだと、こういうふうに言われるようにしていただきたいと、こういうふうに思います。

あとは、個人的にはこの監視委員さんたちは立派な方々でいいと思っていますので、それはそれでいいんですが、その個人的な名前については問題ありません。私は、質問する気もありませんし、そういうふうな内容なの。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 松島町としては、過去のいろんな状況があったということもありますから、入札監視委員会ということは重視しなければならないと。ですから、入札監視委員会の意見を尊重しながら、確かに尾口議員さん言われたように、ではまた半年後に、年に2回開きますけれども、半年後にまた同じことを言われるのではないかと。一般的な松島町役場はこうなんだと言われないように精査して、あと議論して、各課に周知したいと思います。

あともう1点、参考見積もり関係なんですけれども、どうしてもない時の場合というのは、1者がそこに指名を入れるか、それとも指名する業者全部に参考見積もりをもらうとか、2通りのパターンとかがあるので、1つの業者に偏らないように注意していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。議員の皆様は、議員控え室に移動してください。

午後 2 時 5 1 分 休 憩

午後 2 時 5 6 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開します。

諮問に対する答申は、起立採決により各諮問ごとに行います。

諮問第 1 号について適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、諮問第 1 号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第 2 号について適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、諮問第 2 号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第 3 号について適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、諮問第 3 号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第 4 号について適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、諮問第 4 号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第 5 号について適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、諮問第 5 号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

日程第 3 5 松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第35、松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙につきましては、先ほど議員控え室におきまして皆様方のご意見を聞いておりますので、ご報告をしておきます。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、初めに選挙管理委員を指名します。

選挙管理委員には、角田富子さん、身崎恵一さん、伊達國雄さん、佐藤稜威彦さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました角田富子さん、身崎恵一さん、伊達國雄さん、佐藤稜威彦さんを当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました角田富子さん、身崎恵一さん、伊達國雄さん、佐藤稜威彦さんが選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員を指名します。

選挙管理委員補充員に大山憲一さん、秋保きみよさん、上野和泰さん、中村明美さん、以上の4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大山憲一さん、秋保きみよさん、上野和泰さん、中村明美さん、当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました大山憲一さん、秋保きみよさん、上野和泰さん、中村明美さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順位につきましては、指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順位は、指名の順序によることと決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、6月11日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時41分 散 会